

## 市町村推進プログラム

都道府県名	京都府	市町村名	相楽郡広域事務組合
-------	-----	------	-----------

<p>計画期間</p>	<p>平成 27 年 4 月 1 日～平成 38 年 3 月 31 日</p>
<p>平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費生活センターを平成 22 年 3 月 1 日から開設するため、施設改修工事にかかる設計、改修工事、回線工事及び各種備品等を整備した。(平成 21 年度)</li> <li>・ 消費生活相談員 2 名を週 4 日配置し、消費生活相談業務を開始した。(平成 21 年度) 平成 25 年度以降週 3 日勤務に変更。</li> <li>・ P I O - N E T を配備した。(平成 21 年度)</li> <li>・ 啓発用リーフレットなどを作成した。(平成 21 年度)</li> <li>・ 週 4 日勤務の消費生活相談員を 1 名増員し、相談体制の充実・強化を図った。(平成 22 年度)</li> <li style="padding-left: 20px;">平成 25 年度以降週 3 日勤務に変更。</li> <li>・ 巡回相談用の公用車 (1 台) を購入した。(平成 22 年度)</li> <li>・ 木津川市を除く町村 (笠置町、和束町、精華町及び南山城村) を対象に消費生活相談員を派遣する巡回相談を開始した。(平成 22 年度～平成 24 年度)</li> <li>・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 22 年度～平成 26 年度)</li> <li>・ 消費生活講座の開講に向けての各種備品を整備した。(平成 22 年度)</li> <li>・ 啓発用クリアファイルを作成した。(平成 22 年度・平成 26 年度)</li> <li>・ 啓発用 DVD を購入した。(平成 22 年度)</li> <li>・ 消費者被害防止の啓発のため「くらしの豆知識」を配布した。(平成 22 年度～平成 26 年度)</li> <li>・ 悪質商法被害の防止を中心とした消費者教育の一環として、消費生活講座を開始した。(平成 22 年度～平成 26 年度)</li> <li>・ ホームページによる情報発信を行うため、ホームページを作成した。(平成 23 年度)</li> <li>・ 消費生活出前講座用リーフレットを作成した。(平成 23 年度～平成 24 年度)</li> <li>・ センター PR チラシを作成した。(平成 24 年度)</li> <li>・ 高齢者の消費者被害防止のための消費者啓発用パンフレット及び訪問販売お断りステッカーを作成し、圏域内の全戸に配布した。(平</li> </ul>

	<p>成 24 年度 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者被害防止のため、自治会、社会福祉協議会、老人会等で消費生活出前講座を開始した。(平成 22 年度～平成 26 年度)</li> <li>・啓発用ポケットティッシュを作成した。(平成 25 年度～平成 26 年度)</li> <li>・京都府「地域 1 1 0 番」事業を京都府と共催で実施した。(平成 25 年度～平成 26 年度)</li> <li>・各市町村催(祭)事へのブース出展や消費生活無料相談会を開催した。(平成 25 年度～平成 26 年度)</li> <li>・啓発用ポスター・のぼり旗を作成した。(平成 26 年度)</li> </ul>
<p>総括・評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 21 年度に消費生活センターを設置し、相談件数は、平成 24 年度の 466 件に対し、平成 25 年度は 492 件と 5.6%増加した。年間約 500 件弱の件数があり、地域の相談窓口として定着しつつある。</li> <li>・主体業務である相談対応を中心としながら、相談事案に発展しないための取り組みとして各種の消費者教育・啓発事業などを実施し、圏域住民の消費者被害への対応や未然防止に大きく寄与した。</li> <li>・平成 22 年度から実施した消費生活出前講座が、平成 24 年度には 6 団体 115 人に対し、平成 25 年度には 15 団体 645 人、平成 26 年度には 27 団体 1,004 人(予定)と着実に増加している。なお、平成 25 年度は、新たに公立中学校において教育啓発に取り組んだ。</li> </ul>
<p>「地方消費者行政強化作戦」への対応</p>	<p>&lt; 政策目標 1 &gt; 相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 21 年度に消費生活センターを設置済み。</li> </ul> <p>&lt; 政策目標 2 &gt; 相談体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民生活センターの研修を受けやすい環境を整備し、国民生活センターの研修に参加させることで消費生活相談員のレベルアップを図る。</li> <li>・消費生活講座、消費生活出前講座の充実を図る。</li> </ul>
<p>消費者行政推進の方針</p>	<p>&lt; 平成 27 年度から平成 29 年度までの方針 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活センターを維持する。</li> <li>・地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため、研修等の活用により消費生活相談員のレベルアップを図る。</li> <li>・効果的な消費者被害未然防止事業等を実施するため、圏域内の市町村、警察署、市町村の社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生児童委員協議会などの団体等と連携を図る。</li> </ul> <p>&lt; 平成 30 年度以降の方針 &gt;</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活相談体制については、基金活用期間経過後においても維持する。</li> <li>・消費生活講座、消費生活出前講座については、より効果的な取組に重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。</li> </ul>
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活センターを維持する。</li> <li>・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。</li> </ul>
その他特記事項	消費者被害防止のため、市町村消費生活行政担当課長（担当者）と連携を強化していくとともに機会を捉えて関係機関の研修会への参加を進めていく。